

## 規 則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六号

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年埼玉県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

様式第六号を次のように改める。

様式第6号（第2条関係）

加入等不承認通知書

年 月 日

（加入等申込者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申込みのあつた埼玉県心身障害者扶養共済制度

への加入については、次の理由により不承認とすることに決定したので  
における口数追加

通知します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則（平成17年埼玉県規則第3号）別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第六号の二中「あて先」を「宛先」に、「減 免 事 由」

を「免 除 ( 減 額 ) 事 由」に、「の減免」を「の免除(減額)」に改

め、同様式の(注) 1及び2中「減免事由」を「免除(減額)事由」に改める。

様式第六号の三及び様式第六号の四を次のように改める。

掛金減免承認通知書

年 月 日

加入番号

（加入者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申請のあつた心身障害者扶養共済制度の掛金の  
免除（減額）について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 免除又は減額の内容 免除 8割を減額 5割を減額 3割を減額
- 2 掛金免除（減額）期間

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規  
則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第6号の4（第3条の2関係）

掛金減免不承認通知書

年 月 日

加入番号

（加入者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで申請のあつた心身障害者扶養共済制度の掛金の  
免除（減額）については、次の理由により不承認とすることに決定したので通知  
します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規  
則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第十二号を次のように改める。

年金不支給決定通知書

年 月 日

（年金受給権者）  
又は年金管理者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあった埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定による年金（加算額）の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

加入番号		死亡・障害者 (加入者)の氏名	
心身障害者の 氏 名		年金管理者の 氏 名	
理 由			

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第十四号を次のように改める。



年金証書番号	
--------	--

年金支給停止決定通知書

年 月 日

（年金受給権者）  
又は年金管理者）

様

埼玉県知事



埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第7条の規定により支給されている年金については、次のとおり支給を停止することに決定したので通知します。

年金支給停止の事由	
年金支給停止の期間	年 月から上記の年金支給停止の事由が消滅した日の属する月の前月まで
備 考	

（注）年金支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨を届け出てください。

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

様式第十八号を次のように改める。

加入番号	
------	--

弔慰金不支給決定通知書

年 月 日

（加入者）

様

埼玉県知事



年 月 日付けで請求のあつた埼玉県心身障害者扶養共済制度条例第13条の規定による弔慰金（加算額）の給付については、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

（理由）

教 示

備考 教示は、行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示に関する規則別記第1の1の規定による文を記載して行うこと。

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県心身障害者扶養共済制度条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。